

Kasper Lippert-Rasmussen, *Relational Egalitarianism: Living as Equals*, Cambridge University Press: Cambridge, 2018, 264pp.

阿部崇史

1. はじめに

現代の政治哲学においては、正義にかなった社会の構想を提示する正義論が、民主主義の正当化など政治的決定手続きに関する議論と並んで、二つの中心的な論点になっている。そしてこの社会正義論という論点において特に大きな焦点が当てられているのが、運の平等主義 (luck egalitarianism) と関係論的平等主義 (relational egalitarianism) という二つの正義構想の対立である¹。これらの正義構想の特徴をごく簡単に説明すれば、それは以下のように表すことができる。すなわち前者の運の平等主義は、主に財や利益に関する分配の不平等に焦点をあて、選択責任の行使に基づかない不平等や不利益を不正であると捉える²。対して後者の関係論的平等主義は、平等が本質的に分配的理念であるという考え方を批判し、平等者からなる社会の実現など人格間における関係を統制

する理念として平等を捉え、分配だけではなく社会関係をも正義原理が統制すべき対象であると論じる³。

K. リッパート・ラスムセンによる本書は、関係論的平等主義の立場を批判的かつ詳細に分析するとともに、多元包摂的運の平等主義 (ecumenical luck egalitarianism) という独自の平等主義の構想を提示している⁴。そこでこの書評では、まず著者による関係論的平等主義の分析を紹介し (2.1. から 2.3.)、次に多元包摂的運の平等主義という立場を整理する (2.4.)。その後、本書による関係論的平等主義の特徴付けに異論を唱えるとともに (3.1.)、多元包摂的運の平等主義が応答すべき課題を提示する (3.2.)。

その作業に入る前にここでは、本書の構成を示しておこう。本書はまず序論にあたる第1章で、運の平等主義が属する分配的平等主義と、関係論的平等主義とを、財の分配と社会関係という正義の統制対象の違いとして定義する。

- 1 本書が分析する関係論的平等主義という立場を正当化する邦語文献としては、森悠一郎による『関係の対等性と平等』(森 2019) を挙げることができる。本書の議論が既存の関係論的平等主義の理論家が提示する立場に批判的な議論を展開するのに対して、森の議論は関係論的平等主義の理論を内在的に発展させた立場を展開している。そのため、本書の議論と森の議論とを併せて検討することを勧めたい。
- 2 運の平等主義に属する代表的な議論としては、Cohen (2011), Dworkin (2000; 2011), Segall (2016), Tan (2012) などを挙げることができる。
- 3 関係論的平等主義に属する代表的な議論としては、Anderson (1999), Scanlon (2018), Scheffler (2010; 2015), Young (1990; 2011) などを挙げることができる。
- 4 以下、本書からの引用および参照においては、ページ数のみを表記する。なお、ecumenical luck egalitarianism は、公正さに関わるあらゆる指標を正義の統制対象に据えるという意味で、全面包摂的運の平等主義と訳すこともできる。ここでは、著者が自身の立場を多元主義的平等主義 (pluralist egalitarianism) とも呼んでいることから、多元包摂的運の平等主義という訳を用いる。

次に第2章では、E. アンダーソンとS. シェフラーという、関係論的平等主義の立場をとる二人の代表的な論者の議論を整理する。第3章においては、関係論的平等主義が提示する「平等者として互いに関わり合う」という要請を分析し、関係論的平等主義が複雑な立場であることを明らかにする。第4章においては、平等者として関わり合うことの一例として、他者に説明責任を負わせたり他者に非難を向けたりすることが適切であるための条件が探求される。第5章では、どのくらいの時間幅を想定するのか、正義の要請が適用される現場はどこか、正義の適用範囲は一国内を越えるのか否か、といった分配的平等論に向けられてきた論点に対して、関係論的平等主義がどのように応答可能かが検討される。第6章は、平等者として関わり合うという要請がどのように正当化されるべきかを、価値論的観点および義務論的観点から検討する。第7章では、これまでの分析を踏まえ、財の分配の平等と社会関係の平等とを両方とも正義の統制対象にする、多元包摂的運の平等主義という立場が提示される。第8章では、従来において運の平等主義の立場をとる論者も、関係論的平等主義の立場をとる論者も、互いにもう片方の立場の要素を有していたことが論じられる。

2. 関係論的平等主義という立場を分析する

本節においては、著者による関係論的平等主義に対する分析を整理した上で、多元包摂的運の平等主義という著者の立場を明らかにする。まず著者による分析に関しては、特に重要と思われる以下の三つの論点に着目する。第一に、関係論的平等主義の最も中心的な特徴は何かという論点である。第二に、関係論的平等主義が提示する「平等者として互いに関わり合うこ

と」が何を要請しているのかという論点である。第三に、平等者として互いに関わり合うという要請が、どのように正当化されているのかという論点である。

2.1. 関係論的平等主義と正義の統制対象

第一の論点に関して著者は、関係論的平等主義の最も中心的な特徴をどう捉えているのだろうか。著者は関係論的平等主義の特徴を、正義の分配的理念という立場と対比されるべき、正義の関係論的理念を採用することにあると、捉える。この二つの理念は以下のように表される。

正義の分配的理念：ある状況は、その状況における財の分配が一定の望ましい諸性質を有している場合にのみ、正義にかなっている (1)。

正義の関係論的理念：ある状況は、その状況における社会的な諸関係が特定の望ましい諸性質を有している場合にのみ、正義にかなっている (5)。

この二つの理念の対比は、正義の統制対象 (locus of justice) をめぐる対比であると捉えられる (5)。すなわち、正義の原理が評価し統制を行うその対象についての、異なる立場として提示されているのである⁵。具体的には、まず運の平等主義を含む分配的平等主義であれば、財の分配こそが正義の原理による統制対象であると捉える。それに対して関係論的平等主義は、社会関係こそが正義の原理による統制対象であると捉える。これが著者の分析による、分配的平等主義と関係論的平等主義との対比になるのである。

ここで注意すべきことは、正義の統制対象に関するこの二つの理念が、双方ともが正義の必要条件として定式化されており、必要十分条件

5 なお、このような正義の統制対象と似ているが異なる論点として、正義の現場 (site of justice) という問題がある。後者の論点においては、分配や社会関係という正義の統制対象について、社会制度を通じて統制を行うか、個人の行為に対する直接的な介入を通じて統制を行うか、あるいはその両方を通じて統制を行うか、このいずれの方策を取るべきかが争われる。

にはなっていないということである。したがって少なくとも論理的には、この二つの条件を両方とも要請する立場が、すなわち財の分配と社会関係とを両方とも正義の統制対象にする立場が、成立する余地がある。このことによって、後に述べるような多元包摂的運の平等主義を採用することが可能になっているのである。

では関係論的平等主義は、このように社会関係を正義の統制対象に据えた上で、どのような立場をとるのだろうか。著者は、代表的な関係論的平等主義者であるアンダーソンとシェフラーの立場を踏まえて、関係論的平等主義を以下のように定義する。

(結果に着目する) 関係論的平等主義：ある状況は、全ての人々が互いに平等者として関わり合う (relate to one another as equals) ときののみ、正義に適っている (26)⁶。

したがって関係論的平等主義という立場は、関係論的理念を採用して正義の統制対象を社会関係であると捉えた上で、望ましい性質を有する社会関係を、互いに平等者として関わり合うことであるとする議論として定義される。では、平等者として関わり合うというのは、具体的にどのようなことを要請するのか。これに関しては、例えばアンダーソンの民主的平等の場合、以下のことが要請される (37-38; Anderson 1999: 312-313)。まず消極的な目標としては、支配・搾取・周縁化などの抑圧的社会関係を排除することが要請される。次に積極

的な目標としては、民主的共同体など平等な関係に立てるような社会秩序を実現することが要請される。

2.2. 平等者として関わり合うとは 何を意味するのか

以上のように関係論的平等主義は、社会関係を正義原理の統制対象と捉えた上で、互いに平等者として関わり合うこと (すなわち関係論的平等) が望ましい社会関係であると考えている。しかしこのように定式化した上で著者は、関係論的平等主義に立つ論者たちが、「平等者として関わり合うことがまさに何を意味しているのか?」という問いに対して、奇妙なほど理論化をしてこなかったと述べる (61)。そこで著者は、関係論的平等主義の立場を明確化するために、この問いに対する応答を試みている。これが第二の論点である。

そのような分析の中でもここでは、「平等者として扱うこと (treating as equals)」と「平等者として考えること (regarding as equals)」との区分を紹介する⁷。著者によれば、「平等者として関わり合うこと (relating as equals)」という要請を分析するならば、それは、行動に関する要素である「平等者として扱うこと」と態度に関する要素である「平等者として考えること」の二つによって構成されていると考えることができる (71)。この区別とその性質を理解するためには、以下のような事例を検討することが有用である⁸。

6 著者によれば、関係論的平等主義も、分配的平等主義と同様に、運の平等主義の形態をとることができる (7)。実際に著者が与する多元包摂的運の平等主義においては、結果の平等主義ではなく運の平等主義が、社会関係に対しても要請される。

7 著者はその他にも、道徳的地位や社会的地位など、どのような側面において平等者として関わり合うか、という分節化も行っている (63-70)。すなわち著者は、「X と Y が平等者として関わり合うこと」は常に、「X と Y が Z という観点において平等者として関わり合うこと」の省略であると論じる (69)。そしてこの Z (道徳的地位・社会的地位など) にあたるものを、分配的平等論における平等項 (equalisandum) ないし分配項 (distribuendum) と対比して、関係項 (relationendum) と呼ぶ (70)。この議論は非常に興味深いものではあるが、この書評では「平等者として扱うこと」と「平等者として考えること」の区別に焦点をあてる。

8 以下の事例は、著者が提示する例に評者が手を加えたものである。

人種差別意識に反して協力するケース：今仮に、ドナルドという人物が、非常に強力な人種差別意識を有しており、特定の人種に属する人々と共に働くことを嫌っていたとする。しかしドナルドが働いている会社では、人種差別的な行為に対して非常に強力な罰則が設けられている。そこでドナルドは、自らの人種差別的な信念に反して、ドナルドが嫌う人種に属する人物たちと協力して仕事にあたっている。このとき、ドナルドは会社の同僚たちと互いに平等者として関わり合っているとと言えるのだろうか？

このケースにおいてドナルドは確かに、会社の同僚と協力して仕事にあたっている点で、同僚を平等な存在者として扱っている。しかしながら同時に、行動には表れていないものの、ドナルドは強力な人種差別意識を有しており、特定の人種に属する人々を平等者ではなく劣位者 (inferior) であると考えている。つまりこのケースにおいては、「平等者として扱うこと」と「(平等者ではなく)劣位者として扱うこと」が両立しており、行為と態度が一致していないケースに関して、「平等者として関わり合う」という要請が満たされているかが問題となる。

これに関して著者は、行為と態度の両方が、すなわち「平等者として扱うこと」と「平等者として考えること」の両方が、「平等者として関わり合う」という要請を満たすために必要になると論じる。すなわち、

XとYが平等者として関わりあうのは、以下の1と2が満たされる時、かつその場合のみである。

- (1) XとYが互いを平等者として扱う
- (2) XとYが互いを平等者として考える

という定式を提示するのである (71)。著者

はこの議論に対して、例えばI. M. ヤング (Young 1990) による抑圧の5つの態様 (搾取・周縁化・無力化・文化的帝国主義・暴力) や支配などは、行動を意味する取り扱いのみに着目して論じることができる、という反論を予期している。これに関して著者は、アンダーソンであれば、人種差別や性差別などのイデオロギーを含む信念に対して、人種差別的あるいは性差別的な行動とは独立に批判すべきだと考えることなどを理由に、この反論を退けている⁹。

2.3. 平等者として関わり合うという要請への正当化

第三の論点は、平等者として関わり合うという要請、すなわち関係論的平等 (relational equality) の要請が、どのように正当化可能であるか、というものである。関係論的平等主義は運の平等主義に対して、分配の平等が価値を有する、あるいは道徳的に要請されるということに関して、正当化を怠ってきたという批判を向けている。しかし著者によれば、このような批判はそれ自体としては正しいものの、関係論的平等主義の側も同様に、平等者として関わり合うという要請を正当化する試みを怠ってきた (154)。そこで著者は、この正当化がいかんにして可能であるかを検討する。

この検討の際に著者は、大きく分けて三つの道筋による正当化を検討する。それらは、道具的価値を有するという正当化、非道具的価値を有するという正当化、価値の観点ではなく義務論的観点から要請されるという正当化、この三つである。そこでここでは、これら三つの正当化の道筋に関して、その主要な部分を説明する。

まず、道具的価値に基づく正当化とは、以下のような正当化である。すなわち、平等者として関わり合うことは、好ましい因果的な影響をもたらすことから、それ故に価値を有するという議論である (155-159)。シェフラーに代表さ

9 なお著者は、この「平等者として扱うこと」と「平等者として考えること」との区別を行った上で、双方の要請をさらに細かく分析している (73-87)。そのため、これらの要請に関してさらに理解を深めたい場合は、この箇所を参照されたい。

れるように関係論的平等主義者は、平等者として関わり合うことが人間の自由や自尊を守るという影響を有し、したがって関係論的平等が道具的価値を有するという議論を提示している。しかし著者によれば、たいいてい関係論的平等主義者は同時に、平等者として関わり合うことが有する非道具的価値をも認めている。したがって、道具的な価値のみを有すると考える、「関係論的理念の純粋に道具主義的な見方」を採用することは難しい(156)。

次に非道具的正当化には、人格的価値 (personal value) を有するという考えと、非人格的価値 (impersonal value) を有するという考えが存在する。これらの立場は、平等者として関わり合うことが価値を有するのは、それが人格にとって価値あるものを構成するか、あるいは非人格的に価値あるものを構成しているからだと考えるのである(159)¹⁰。ここで前者の人格的価値を有する場合、平等者として関わり合うことは、人々の人生をよくする、「人格にとっての善 (good) を構成している」ことになる(159)。対して非人格的価値を有する場合、たとえそれが誰一人に対しても善をもたらさないとしても、平等者として関わりあうことは価値を有するという主張に与することになる(166)。

ここでは、前者の人格的価値に基づく正当化を紹介していく。何が人格の生をよくするのかわについては、心理状態説、選好充足説、客観リスト説という三つの説が存在する。平等者として関わり合うことが有する非道具的価値を論じる際には、このうちの客観リスト説がもっとも有望だと著者は考える(159-161)。なぜならば、平等者として関わり合うことが快楽を伴う心理状態をもたらすか否かは「偶然的に真となる」場合があるにすぎず、また、平等者として関わり合うことを人々が必ず選好するとも言えないからである。

客観リスト説に基づく場合、平等者として関わり合うことは、「人々にとって客観的によいものの一部」であると主張することになる。この客観的によいものの候補として著者は、「深い人格的諸関係」、「真実に基づいて生きること」、「自由と自律」などを挙げている。したがって客観リスト説に基づく非道具的価値の議論とは、人格にとって価値ある自由と自律などが、「因果的な問題ではなく、それ自体の性質の問題として」、平等者として関わり合うときにのみ満たされる、というものである(161)。言い換えるならばこの議論は、関係論的平等が自由や自律を達成するために不可欠な構成要素であると捉え、それ故に平等者として関わり合うことが非道具的価値を有すると論じるのである。

しかし、客観リスト説によって関係論的平等が非道具的価値を有すると論じる場合にも、いくつかの課題を克服する必要がある。そう著者は主張する(162-166)。そのような課題の一つとして、関係論的平等が非道具的価値を有するからといって、必ずしも平等者として関わり合うことが道徳的に要請されるとは限らない、という問題がある。客観リスト説では、平等者として関わり合うことが、よい人生の構成要素であるとされる。しかし、人生のよさを客観的に構成するものには、関係論的平等のほかにも、例えば物的資源の所有や健康など、様々なものが存在する。そうであるならば、仮に人々の人生を最大限よくする道徳的義務が存在していたとしても、平等者として関わり合うことを犠牲にして、よい人生の他の構成要素に関してよりよい状態を達成することが、道徳的に要請される可能性がある。したがって、よい人生が部分的に関係論的平等によって構成されていると主張するだけでは足りず、なぜ道徳的観点から平等者として関わり合うべきなのか、追加の説明が要請されるのである¹¹。

10 ただし非道具的価値を有するという主張は、同時に道具的価値をも有するという主張を排除してはいない。非道具的価値と道具的価値は両立しうるのである。

11 このような追加の説明は、人格的価値に基づく正当化に対してだけでなく、非道具的価値に基づく正当化など、他の価値論的正当化に対しても要請されると思われる。

以上のように道具的価値に基づく正当化と非道具的価値に基づく正当化とが不十分であると論じた上で、著者は義務論的な正当化を提示し、これを擁護する。道具的価値および非道具的価値に基づく正当化は、関係論的平等という要請の正当化が「平等主義的な社会関係が有する価値に基礎づけられる」という、価値論ベースの主張であった。それに対して義務論的な正当化はむしろ、平等者として関わり合うことが有する価値に基づいた正当化ではなく、「われわれは相互に道徳的平等者であるのだから、平等者として関わり合うことはこの事実に敬意を払うことであり、そしてこのことが関係論的平等の理念を根拠づける」と考えるのである。そして著者は、アンダーソンやC.シェンメルといった関係論的平等主義者が、このような義務論ベースの関係論的平等主義に依拠していると解釈する(170-171)¹²。

しかし著者は、このような義務論ベースの関係論的平等主義に依拠する場合、そもそもなぜそのような道徳的義務が要請されるのか、という問いに答える必要があると論じる。この問いに対して関係論的平等主義は、平等者として関わり合うべきという要請を、「他者を尊重するという要請」に根拠づけたり、「公正さに根拠

づけ」たりすることができる(172)。つまり、平等者として関わり合うべきという要請を、「より深い価値」である他者への尊重や公正さに根拠づけることができるのである。これに対しては確かに、より深い価値である他者への尊重や公正さ(fairness)それ自体が、さらに基礎的な価値や規範によって根拠づけられてはいないという批判が向けられるかもしれない。しかしながらそのような批判に対しては、公正さや他者への尊重といった原理を、直観や整合説的な正当化(coherentist justification)によって支持することができる。著者によれば、政治哲学におけるたいていの理論家は、後者の整合説的な正当化を、根本的な諸原理の正当化に対しても用いているのである(172-173)¹³。そこで著者は、正当化の問題に関しては、この義務論ベースの関係論的平等主義を支持する¹⁴。

2.4. 多元包摂的運の平等主義

著者は、以上のように関係論的平等主義を分析した上で、分配的平等主義と関係論的平等主義とを包摂した、多元包摂的運の平等主義という立場を提示および擁護する。それは以下のような立場である¹⁵。

12 この義務論ベースの関係論的平等主義という議論を展開する際に、著者はD.パーフィット(Parfit 2000: 84-94)による目的論的平等主義(telic egalitarianism)と義務論的平等主義(deontic egalitarianism)の区別に依拠している。前者は、平等な分配あるいは平等な社会関係が達成されている状態がそれ自体として価値を有するという立場である。後者は、そのような状態それ自体に価値があるという立場に与せず、そのような状態を目指すことが道徳的に要請されるという立場である。パーフィットの区分は分配的平等主義を対象に提示されたものであるが、著者はこれを関係論的平等に対して応用している。

13 このような整合説的正当化を擁護する論者としては、ドゥオーキン(Dworkin 2011)が典型的である。

14 ただし、著者による義務論的要請の理解に対しては、検討すべき点が存在する。それは、著者が提示している道徳的要請が特定の事態(state of affairs)を実現することに直接向いているところ、特定の事態を達成することそのものを人々に求める要請を義務論的要請と呼ぶことができるのか、という問題である。これが問題となるのは、特定の事態の達成を直接に指示することが、義務論と対比される目的論の立場が有する特徴だからである。この問題を検討することは現時点での評者の能力を超える課題であるが、とくに倫理的な観点からは検討すべき重要な課題であると言える。

15 ただしここで説明は、著者の立場を二つの点において簡略化している。第一に著者は、正義の統制対象に関して多元主義を取る多元包摂的平等主義が、責任感応性を組み込んだ運の平等主義の形態を取る必要は、必ずしもないと考える。この点については、著者自身が運の平等主義の形態を支持しているため、省略した。第二に著者は、関係論的平等主義として扱われるシェフラーの議論を、平等者として関わることそれ自体ではなく、平等者として関ろうとする気質を有することに着目した、気質的平等主義(dispositional egalitarianism)として、関係論的平等主義と区別する(201-205)。しかし、シェフラー自身は関係論的平

多元包摂的運の平等主義：もし以下の二つの条件のいずれかが、それを避けることができるにも関わらず満たされる場合、それは不正である。

(1) 自らの責任を介さずに他者よりも悪い状態に陥っている人々が存在する。

(2) 自らの責任を介さずに互いに平等者として関わっていない人が存在する。

この多元包摂的運の平等主義は、以下の二つの特徴を有する(206-208)。第一に、正義の統制対象について多元主義を取り、分配(上の定式における1にあたる)と社会関係(上の定式の2にあたる)との両方を正義原理が統制し評価する対象と捉える。第二に、この立場は多元包摂的運の平等主義は、公正さという価値に基づく義務論的正当化に依拠している。すなわち、「人々が異なる状況に置かれていることが人々の異なる責任の行使を反映しているのではないとき、人々が異なる状況に置かれるのは不正である」(207)という義務論的要請に基づいているのである¹⁶。そして、この公正さの実現が義務論的要請であるが故に、道徳的要請を向けられた行為者(例えば政府や同じ社会の市民)がどのように行為しても発生を避けることができない不平等や不利益に関しては、それを不正ではないと捉える¹⁷。

著者は、この多元包摂的平等主義に対して、恣意性批判(arbitrariness challenge)と呼ぶべき批判が提示されうると考えている(207)。恣意性批判とはすなわち、分配的平等主義と関係論的平等主義という、相互に重要な連関を有

していない異なる見解を、恣意的に結びつけているのではないか、という批判である。これに対して著者は、上述の公正さによる義務論的根拠付けが、この批判に対する応答になると主張する。すなわち、分配における不平等であろうと、社会関係における不平等であろうと、不平等な状況に置かれている人が存在するという点は同じであり、適切な理由すなわち責任の行使を介さずにそのような状況に置かれることは、公正さの観点から同様に不公正であると主張できる、と言うのである。

ここで一つ注意すべきことは、この多元包摂的運の平等主義においては、分配に関する運の平等主義の要素も、本稿第2節(2.3.)で提示した義務論ベースの関係論的平等主義と同様に、義務論的形態を取るということである(206)。運の平等主義は多くの場合、責任の行使を反映しない不平等がそれ自体として悪いあるいは不正であるという、目的論的運の平等主義として提示および理解されている。そのことを踏まえれば、著者が提示する多元包摂的運の平等主義は、分配に関する運の平等主義の立場としても、特筆すべき立場であると言えよう¹⁸。

3. 批判的検討

本節では、以上のような著者の議論に対して、二つの批判的検討を加える。第一の批判は、関係論的平等主義に対する著者の理解に向けた異論である。著者は関係論的平等主義の根本的な特徴として、正義の統制対象を分配では

等主義を自称し、かつ一般的に関係論的平等主義に分類されるため、今回はこの部分を省略している。また、次節(3.1.)で論じるように、著者によるシェフラーの理解に対しては異論を提示できる。

16 公正さという価値を著者は、2.3.において検討したように、義務論的な要請の根拠として捉えている。

17 著者は、義務論的要請であれば、行為に対する主張に依拠しており、行為者が実現することのできない事態を実現する要請は求め得ないと考えている(Cf. 186-188)。これは、不可能なことを義務づけることはできないという、義務論に対する一般的な制約を意味する。

18 著者は、他に義務論的運の平等主義を取る論者として、R.ドゥオーキンを挙げている(192)。著者が指摘するようにドゥオーキンの運の平等主義は、平等な配慮と尊重に基づいて市民を扱うという、政府に対する義務論的要請から導かれている(Dworkin 2000)。対して、運の平等主義を目的論的ないし価値論的に正当化する立場としては、S.セガル(Segall 2016)の議論を代表的なものとして挙げるができる。

なく社会関係であると捉えることを、挙げている。しかしながら関係論的平等主義の正義構想においても、分配は正義の統制対象となっている。そして関係論的平等主義の特徴は、望ましい社会関係や分配のあり方を提示する際に根拠となる、その理念に存在すると思われる。第二の批判は、著者が提示する多元包摂的運の平等主義が応答すべき課題の指摘である。著者は、公正さという価値から導き出される義務論的要請として、分配と社会関係の両方について、責任の行使が介在しない不平等が存在することを不正と捉えるべきだと主張する。しかし、運の平等主義や関係論的平等主義が提示してきた議論を踏まえるならば、公正さという価値から責任感応性だけではなく適切な選択肢の確保も要請されるのではないかという課題に、応答すべきである。

3.1. 関係論的平等主義への理解について

第2節(2.1.)で見たように、著者は関係論的平等主義の根本的特徴を、分配ではなく社会関係を正義の統制対象に据えることであると捉えている。しかしこれに対しては、関係論的平等主義の代表的論者である、シェフラー (Scheffler 2010; 2015)、アンダーソン (Anderson 1999)、スキャンロン (Scanlon 2018) といった理論家がいずれも、分配をも正義の統制対象に据えているという異論を提示することができる¹⁹。ここでは、代表としてシェフラーの議論に着目しよう。シェフラーは、「関係論的見解によれば平等とは、特定の間人格的な諸関係を制御する理念」であり、「正義

は平等者からなる社会の設立を要求する」と述べる。そしてその上で、「ある社会が平等者からなる社会であると捉えられるためには、どのような諸制度と諸実践を社会が実現すべきなのかを考えることが、重要な課題となる」とし、「関連する諸制度と諸実践には、社会の内部における財の分配を規律する制度と実践も含まれる」と主張する (Scheffler 2015: 21)。このようにシェフラーは明確に、分配という問題を正義が統制する対象に含んでいる。

それではなぜシェフラーは、「平等とは、間人格的な諸関係を制御する理念」であると述べているのだろうか。というのもこの言い方は確かに、社会関係のみが平等主義的正義の統制対象になっているかのように聞こえるからである。これに関してはまず、正義の統制対象 (locus of justice) という観念が何を意味しているのかを考える必要がある。分配や社会関係が正義の統制対象になるということは、望ましい分配や社会関係のあり方を正義の原理が指示したり、正義の原理に基づいて現状の分配や社会関係のあり方を評価したりすることを、意味している。つまり、正義の統制対象となる分配や社会関係とは、例えば全ての人が十分な資源を持っていること、従業員が雇用主から搾取されていないこと、あるいはジェンダー差別が存在しないことなど、分配や資源に関する実体的なあり方を意味している。

これに対してシェフラーが言うところの「平等者からなる社会」という関係は、前述のように、それに照らして「どのような諸制度と諸実践を実現すべきか」を考える、より抽象的な理

19 本文ではシェフラーの議論を扱うが、アンダーソンとスキャンロンも、以下のように分配をも正義の統制対象と捉えたうえで、抽象的な関係的理念に基づいて分配を統制すべきと考えている。まずアンダーソンは、「民主的平等主義は、財それ自体の分配だけではなく、財の分配がその中で行われる諸関係にも根本的な関心を向けている。・・・財は、全ての人に対する尊重を表現した諸原理とプロセスに基づいて分配されなければならない。」と述べている (Anderson 1999: 314)。またスキャンロンも関係論的平等主義の立場から、制度的正当化・手続的公正さ・実質的機会という三つの要請から構成される、財の不平等に対する三段階の正当化を満たすことが要請されると論じる (Scanlon 2018: 40-41)。ただしこれらの立場は、一定の分配パターンそれ自体が公正であると論じる目的論的な分配的平等主義に関しては、確かにそれに与することを否定している。代わりにこれらの立場は、分配パターンそのものではなく、分配を生み出す社会関係ないしプロセスを規律する。

念であると言える。つまりシェフラーの立場は、実体的な分配を正義の統制対象として捉えることを否定し、代わりに実体的な社会関係を正義の統制対象に据える、というものではない。そうではなくシェフラーが提示している主張は、以下のようなものである。すなわちまず、望ましい分配原理を、平等という価値がそれ単独で自律的かつ十分に特定化・正当化しうることを否定する。そして、平等者からなる社会という抽象的な理念に照らして、相互性や尊敬など関連する価値を考慮することで初めて、適切な分配原理を導き出すことができる (Scheffler 2015: 41-43)。

以上のようなシェフラーの議論が有する特徴は、著者が提示する枠組みの内部で示すならば、以下のように表現できる。すなわち、シェフラーが提示する平等者からなる社会という関係は、正義原理による実体的な道徳的要請を示しているのではなく、そのような実体的要請を根拠づける義務論的根拠である。より具体的に言うならば、著者が公正さという理念を平等主義の基礎に据えるのに対して、シェフラーは平等者からなる社会という理念を個別具体的な道徳的要請の基礎に据えている、と捉えることができる。そしてこのように捉えるならば、シェフラーの関係論的平等主義の特徴は、正義の統制対象に関する議論ではなく、実体的な分配や社会関係を正当化する際の根拠となる理念において、平等者からなる社会という関係論的理念に着目することに求められると言えるだろう。

3.2. 多元包摂的運の平等主義が応答すべき課題

次に、著者が提示する多元包摂的運の平等主義に対する懸念として、公正さという価値に基づく義務論的根拠付けが、適切な選択肢の確保という課題を検討すべきことを指摘する。まず著者の議論を再度確認すれば、多元包摂的運の平等主義とは、公正さという価値に基づく義務

論的要請に依拠して、分配と社会関係の両方を対象に、責任の行使に基づかない不平等を不正であると捉える議論であった。しかし、公正さという価値から多元包摂的運の平等主義を正当化するのであれば、適切な選択肢の実現という要請が公正さという価値から導かれるのではないか、という議論に応答する必要がある。

それはなぜかと言えば、運の平等主義に対する関係論的平等主義からの批判において、公正さを選択責任の行使の反映と同視することに対する批判が、重要な位置を占めてきたからである。例えばシェフラーは、「人々のコントロールを越えた要素に基づく利益の差異や、人々の意志による選択に基づく利益の差異について、それらが公正であるか不公正であるかは、社会的コンテキストや制度の設定のあり方に大きく依存する」と論じる (Scheffler 2010: 201)。またヤングは、人々が選択を行う際に有する選択肢や機会など、「人々の行動に対する背景的条件が公正であるか否かを考えることが、社会的正義の問題である」と述べている (Young 2011: 38)。このように関係論的平等主義は、選択責任の行使を反映することだけでは、公正さを達成できないと考える。公正さという要請を満たすためには、選択責任を行使する際に人々が十分な選択肢を持てるように、社会構造を構築する必要がある²⁰。

さらに、このように適切な選択肢の存在を重要視する議論は、実のところ、運の平等主義を擁護する論者からも提示されている。例えばS. オルサレッティ (Olsaretti 2009) は、運の平等主義などの責任感応的平等主義を擁護するためには、その前提として、選択肢に対して適切な帰結が割当てられている必要があると論じる。オルサレッティはまず、選択責任を問うことが、選択がもたらすコストや利益の内在化 (個人が利益を享受しコストを負担すること) を要請すると論じる。その上で、そのような要請をする際には、どのような帰結が選択肢に付

20 前述したスキャンロン (Scanlon 2018) による不平等の三段階の正当化も、手続的公正さの実現や実質的機会の保障を、分配の不平等を正当化するための必要条件と捉えている。

与されるべきか、という帰結割当ての問題が先に解決される必要があると論じる。なぜならば、内在化すべき帰結の内容がそもそも、選択肢に対する適切な帰結割当てによって初めて明らかになるからである。

以上のように、関係論的平等主義に与する論者も、運の平等主義に与する論者も、責任感応性を単独で要請することを批判し、適切な選択肢の実現をも要請してきた。このような文脈を踏まえるのであれば、公正さという義務論的要請から選択肢の問題にどのように応答するのか、著者は検討する必要があったと言えるだろう。

謝辞

本稿は、上廣倫理財団による助成（平成30年度A申請・課題番号2）を受けた研究成果の一部である。本稿に対するコメントをくれた、加藤晋氏・宮本雅也氏に感謝を申し上げる。

【参考文献】

- Anderson, E. (1999) "What Is the Point of Equality?" *Ethics* 109-2: 287-337.
- Cohen, G. A. (2011) *On the Currency of Egalitarian Justice, and Other Essays in Political Philosophy*. Princeton: Princeton University Press.
- Dworkin, R. (2000) *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

- Dworkin, R. (2011) *Justice for Hedgehogs*. Cambridge, MA: Belknap Press of Harvard University Press.
- Olsaretti, S. (2009) "Responsibility and the Consequences of Choice." *Proceedings of the Aristotelian Society*, 109-2: 165-188.
- Parfit, D. (2000). "Equality or Priority," in *The Ideal of Equality*, edited by Matthew Clayton and Andrew Williams. New York: Palgrave St. Martin's Press.
- Scanlon, T. M. (2018) *Why Does Inequality Matter?* New York: Oxford University Press.
- Scheffler, S. (2010) *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*. New York: Oxford University Press.
- Scheffler, S. (2015) "The Practice of Equality" in *Social Equality: On What It Means to Be Equals*, edited by Carina Fourie, Fabian Schuppert, and Ivo Wallimann-Helmer. New York: Oxford University Press.
- Segall, S. (2016) *Why Inequality Matters: Luck Egalitarianism, Its Meaning and Value*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tan, K. C. (2012) *Justice, Institutions, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality*. Oxford: Oxford University Press.
- Young, I. M. (1990) *Justice and Politics of Differences*. Princeton: Princeton University Press.
- Young, I. M. (2011) *Responsibility for Justice*. New York: Oxford University Press.
- 森悠一郎 (2019) 『関係の対等性と平等』弘文堂.